優良住宅部品認定基準

Certification Standard for Quality Housing Component

墜落防止手すり

Safety Handrails

BLS SR:2010

２０１０年９月１０日公表・施行

一般財団法人 ベターリビング

目　　次

優良住宅部品認定基準

墜落防止手すり

Ⅰ．総則
1．適用範囲
2．用語の定義
3．部品の構成
4．材料
5．施工の範囲
6．寸法
Ⅱ．要求事項
1 墜落防止手すりの性能等に係る要求事項
1.1 機能の確保
1.2 安全性の確保
1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
（1.2.3 健康上の安全性の確保）
1.2.4 火災に対する安全性の確保
1.3 耐久性の確保
1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
1.4.1 製造場の活動における環境配慮
1.4.2 墜落防止手すりのライフサイクルの各段階における環境配慮
1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
1.4.2.3 施工時における環境配慮
1.4.2.4 使用時における環境配慮
1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
2 供給者の供給体制等に係る要求事項
2.1 適切な品質管理の実施
2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
2.2.1 適切な品質保証の実施
2.2.2 確実な供給体制の確保
2.2.3 適切な維持管理への配慮
2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
2.2.4 確実な維持管理体制の整備
2.2.4.1 相談窓口の整備
2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
2.3 適切な施工の担保
2.3.1 適切なインターフェイスの設定
2.3.2 施工方法・納まり等の明確化
3 情報の提供に係る要求事項
3.1 基本性能に関する情報提供
3.2 使用に関する情報提供
3.3 維持管理に関する情報提供
3.4 施工に関する情報提供
Ⅲ．附則

優良住宅部品認定基準
墜落防止手すり

Ⅰ．総則

1. 適用範囲

住宅の廊下、階段、バルコニー、窓に墜落防止のために取付けられる手すりに適用する。

2. 用語の定義

a) 取付金物：手すりユニットをアンカーに取り付けるため金物をいう。

b) アンカー：墜落防止手すりを躯体コンクリートに定着させる部品をいう。

1) 先付けタイプ：躯体コンクリート打設前に埋め込むアンカー。先付けアンカーボルト、ＢＬ標準アンカー等をいう。

2) あと施工タイプ：躯体コンクリートに穿孔して固定するアンカー。接着系アンカー、金属拡張式アンカー等をいう。

c) 支持間隔（スパン）：廊下用・バルコニー用の床支持方式、方立て方式の場合は支柱、方立ての芯々寸法、また、壁支持方式の場合は壁の内法寸法をいう。窓用手すりの場合はアンカー芯々寸法をいう。

d) コーナー部材：笠木、支柱の隅部材をいう。

e) ユニット：取付金物を除く必須構成部品で構成された基本構成単位をいう。

f) 隔て板：隣接する住戸のバルコニーを仕切る板。

g) 物干し金物：物干し竿を支持するためにバルコニー側の手すりに固定して使用される部品。

h) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

i) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能･性能を維持するために交換を前提としているもの。

j) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

a) 構成部品は表－１による。

表－１　構成部品

構成部品名				構成の別(注)	備考
廊下用・バルコニー用	共通	笠木		●	
		下弦材		●	
		手すり子（又はパネル）		●	トップレールは△とする
		アンカー	先付けタイプ	△	
			あと施工タイプ	●	
		コーナー部材		△	
		コーナーキャップ		△	
		エンドキャップ		△	
		歩行補助手すり		△	
		隔て板		△	バルコニー用を対象とする
		物干し金物		△	バルコニー用を対象とする
	床支持	支柱		●	
		支柱取付金物		●	
	方立て	方立		●	
		方立取付金物		●	
	壁支持	壁取付金物		●	
	トップレール	腰壁取付金物		●	
窓用	壁支持	上弦材		●	
		下弦材		●	
		手すり子		●	
		アンカー	先付けタイプ	△	
			あと施工タイプ	●	
		取付金物		●	
		エンドキャップ		△	

注)構成の別

●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

b) 別に定める認定基準への適合

a)の表-1 の構成部品の内、歩行補助手すりは、別に定める品目の「優良住宅部品認定基準」に適合するものとする。

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明すること。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として以下とする。

a) 躯体への手すりユニットの取り付け（先付けタイプアンカーは施工範囲外)。
b) 墜落防止手すりが選択構成部品を保有する場合における、手すり支柱、方立てへの当該部品の取り付け。

6. 寸法

廊下用・バルコニー用手すり、窓用手すり及びトップレールの支持間隔（W寸法）は、設計に対応し、短縮が可能なこと。なお、ＢＬ標準アンカーを使用する場合は、支持間隔1,800㎜以下とすること。

Ⅱ. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

（1.1 機能の確保）

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a) 躯体への取付強度

手すりユニットの躯体への取付強度は非常時に人が寄りかかる、押すなどする場合の外力に対して十分な強度を有すること。

b)手すりユニットの強度

手すりユニットは非常時に人が寄りかかる、押すなどのほか、通常に加わる外力において不安感を生じないよう十分な強度、剛性を有すること。また、選択構成部品を取付ける場合においても手すりユニット本体は強度、剛性を有すること。

c) 下弦材、手すり子、パネルの強度

人がユニットにぶつかる、足をかけて乗る、また、風圧力等の荷重に対して十分な強度、剛性を有すること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 人体の触れやすい箇所に、バリ、メクレ、危険な突起物がないこと。
b) 笠木天端は物が置けない形状であること。
c) ユニット天端までの高さは、落下等に対する安全性を確保出来る高さを保持していること。
d) 部材間及び手すりと躯体との隙間は、すり抜けが出来ないような安全な幅であること。
e) 手すりに歩行補助手すりを取り付ける場合は、手すり子の下弦材等の足のかかる部分から、650㎜を超える高さに設置すること。

（1.2.3　健康上の安全性の確保）

1.2.4　火災に対する安全性の確保

構成部品は不燃材、準不燃材、又は難燃材の材料であること。ただし、コーナーキャップ等で樹脂製のものは除く。

1.3　耐久性の確保

a) 支柱、方立て、笠木、手すり子等の内部に雨水が浸入しにくいこと。
b) 支柱、方立て等の内部に浸入した雨水等は滞留なく、かつ外部に排水されるものであること。
c) 熱による伸縮に対応できること。
d) 異種金属の接触による腐食促進を生じない部材の組立や表面処理を採用すること。
e) スチール製手すりの支柱、方立て、笠木、手すり子等の主要部材に施す塗膜は耐久性を有すること。

1) 耐食性
塗膜の防錆効果は、所定の塩水噴霧により、著しい、ふくれ、はがれ、錆等が発生しない適切な耐食性を有すること。

2) 耐塩水性
塗膜の耐塩水性は、所定の塩水への浸せきにより、著しい、ふくれ、はがれ、錆等が生じない適切な耐食性を有すること

3) 耐衝撃性
塗膜の耐衝撃性は、所定の衝撃により、著しいわれ、はがれ等のない十分な耐衝撃性を有すること。

4) 硬さ
塗膜の硬さは、所定の硬度での引っかきにより、著しいきずの発生しない硬さを有すること。

5) 付着性
塗膜の付着性は、所定の付着力の確認方法により、著しい剥離のない適切な付着力を有すること。

6) 耐候性
塗膜の耐候性は、所定の暴露において、塗面に異常及び極端なふくれ、われ、はがれ、白亜化、変色、退色、つやの減少がなく、十分な耐候性を有すること。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 墜落防止手すりのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

IS09001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理していること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書
　無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間
　無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、それぞれ次に定める年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。
　1) 部品に係る瑕疵について　５年以上
　2) 取付金物の埋め込み係るものについて　２年以上

運用方針：
　無償修理保証に係る部品の瑕疵に含まれる施工の瑕疵とは、部品製造の延長として位置づけられる認定企業の直接施工や認定企業の提携施工者による施工についての瑕疵をいうものであります。従って、当該部分は、施工が提携施工者等に限定される部品や施工者を限定しない部品における提携施工者等による施工について適用されます。

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用され

ていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等の情報を明示していること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

a) 他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。
b) 墜落防止手すりを改修に使用する場合、施工にあたっては、取付躯体の適用条件が定められ、事前調査及び判断方法が整備されていること

2.3.2 施工方法・納まり等の明確化

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の禁止事項、注意事項が明らかとなっていること。

a) 施工の範囲及び手順
躯体への手すりユニットの取り付け
b) 施工上の留意事項等
1) 取付金物と躯体適用条件の確認
2) 現場での加工・組立・取付手順、特殊工具、留意点
3) 取付後の検査及び仕上げ
4) 選択構成部品の取付

c) 関連工事の留意事項
各種の躯体との取り合い部分、選択構成部品の設置について、標準納まり図が用意されていること。
d) 墜落防止手すりを改修に使用する場合における適切な施工の担保
1) 改修に使用する場合の施工マニュアルの整備
施工を行うため必要な情報と手順が明記された施工マニュアルが整備されていること。
2) 改修に使用する場合の施工マニュアルの項目・内容は最低限以下とおりとする。
① 適用範囲
② 施工調査
③ 生産設計
④ 施工計画
⑤ 施工管理
3) 墜落防止手すりを改修に使用する場合の施工範囲、事前調査範囲および責任範囲を協議するための発注者向けの説明書等が整備されていること。

運用方針：
施工方法・納まり等の明確化に関しては、施工者を提携施工者等に限定する部品の場合は、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工方法・納まり等の明確化が図られているものとします。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

少なくとも次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。
a) 強度・耐久性・耐風圧性能
b) 仕上げ・材質
c) 各種寸法
d) 付属部品の種類・構成

3.2 使用に関する情報提供

a) 少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。
1) 誤使用防止のための指示・警告
2) 事故防止のための指示・警告
3) 製品の使用方法
4) 使用者が維持管理するべき内容
5) 日常の点検方法（一般的な清掃用具を使用しての清掃方法や清掃時の注意事項を含む。）
6) 故障・異常の確認方法及びその対処方法
7) 製品に関する問い合わせ先
8) 消費者相談窓口

b) 無償修理保証の対象及び期間を記載した保証書又はこれに相当するものがわかりやすく表現されており、かつ、所有者に提供されること。
c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅

部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることが明記されていること。

運用方針：
保証書等への瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨の明記については、当分の間、当財団において広報に努めるとともに当財団のホームページにその旨を掲載しますので、品質保証書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

3.3 維持管理に関する情報提供

少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法
b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間
c) 有償契約メンテナンスの有無及び内容
d) 消費者相談窓口

3.4 施工に関する情報提供

少なくとも次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

a) 施工の範囲及び手順
「2.3.2 施工方法・納まり等の明確化」に係る情報

b) 品質保証に関する事項
1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間
2) 保険の付保に関する事項
① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることが明記されていること。
② 施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求ができることが明記されていること。

運用方針：
・施工を提携施工者等に限定する部品の場合の施工説明書等については、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工に関する情報が適切に提供されているものとします。また、無償修理保証の対象、期間等並びにＢＬ保険の付保に関する事項についても、同様に適切に情報提供されるものとして、施工説明書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。
・施工者を限定しない部品の場合の施工説明書等については、既認定部品の施工説明書との関連等でやむを得ない場合には、施工説明書に施工方法の禁止事項・注意事項の一部及び施工の瑕疵に対してＢＬ保険が付保されていることの紹介のみにとどめ、当財団において当該認定部品に係る禁止事項・注意事項のすべてを記載した施工要領並びに施工の瑕疵に付保されるＢＬ保険制度の詳細についてホームページに掲載しますので、これを活用することができるものとします。この場合、施工説明書には当財団ホームページに当該住宅部品の施工要領及びＢＬ保険制度の詳細が掲載されている旨を記載するか、既認定部品の取扱いと同様に当財団で用意する共通の追補ペーパーを貼付等してその旨を明らかにすることもできるものとします。
なお、無償修理保証の対象、期間等については、部品製造の延長として位置づけられる提携施工者等の施工の場合には、施工説明書に記載することができるものとします。

Ⅲ. 附則

１．この認定基準（墜落防止手すりBLS SR:2010）は、2010年9月10日から施行する。
２．この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（墜落防止手すりBLS SR:2008）は廃止する。
３．この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から３か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
４．この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第１６条第１項の認定を受けており（３．により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第２８条第１項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

「優良住宅部品認定基準（墜落防止手すり）」の解　説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（墜落防止手すり）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

Ⅰ　今回の改正内容

１．構成部品の追加

バルコニー側墜落防止手すりに設置される「隔て板」、「物干し金物」は取付加工を行うと雨水等が支柱内に浸入して支柱取付金物、アンカー等の腐食の原因となることから設置を認めていなかったが、支柱内に浸入した水の排水できる措置を要求することで浸入した水に対応できることから、選択構成部品として「隔て板」、「物干し金物」を追加した。

２．用語の定義の追加、削除

選択構成部品として追加した隔て板、物干し金物を追加。また、個々に定義していた埋込金物、機械式、ＢＬ標準アンカーなどについては、「先付けタイプ」及び「あと施工タイプ」に分けアンカーとしてまとめた。

３．耐久性の確保

①現行基準において支柱、方立て、笠木、手すり子等の内部に雨水等が浸入しにくいこととしているが、支柱内に浸み込んだ雨水等が滞留し支柱取付金物を腐食させた事例があることから、足元内へ浸入した水が滞留する空隙をなくし、かつ外部へ排水できるよう措置を講ずることを合わせて求めることとした。

②笠木、支柱、方立てが躯体に拘束された場合、熱伸縮による不具合が出ることがあるため、熱による伸縮に対応できることを追加した。

４．「適切な施工の担保」及び情報提供の変更

「施工に関する情報提供」において規定していた要求事項を「適切な施工の担保」の「施工方法・納まり等の明確化」に移し、同項に挙げた要求事項を情報提供することに変更した。

Ⅱ　要求事項の根拠

１．環境に対する配慮【Ⅱ．1.4】（任意選択事項）

各方面からのニーズが高まっている環境対策について、2003年に当財団、(社)リビングアメニティ協会、及び環境共生住宅推進協議会と共に「住宅部品環境大綱」を策定し、環境に配慮した住宅部品の開発・普及に努めることを宣言した。優良住宅部品認定基準においても「環境負荷の低減」に関する事項を任意選択事項として定め、申請者の製造場における環境負荷の低減への取組み等を評価することとした。

1）製造場の活動における環境配慮【Ⅱ．1.4.1】（任意選択事項）

環境に配慮した製造には、IS014001等の環境マネジメントシステム取得のほか、独自に環境方針や環境基準を定め、省エネルギー型生産設備の導入、環境法令(騒音、振動、排水、排気、廃棄物の処理など)に基づいた製造等が考えられる。環境マネジメントシステムの取得を義務付けるものではない。

2）墜落防止手すりのライフサイクルの各段階における環境配慮【Ⅱ．1.4.2】（任意選択事項）

全ての住宅部品は、設計から廃棄に至るまでの部品のライフサイクルの各段階（次の①から⑥の各項）において、必ず何らかの環境負荷を発生させており、一部の申請者では、環境負荷低減に向け業界をリードする積極的な活動の裾野を広げることを目的に、これらの活動を評価する基準を設けた。なお、当面の間は対象となる住宅部品が一部の住宅部品と考えられることから、任意選択事項とした。

① 材料の調達時等における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.1】
② 製造・流通時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.2】
③ 施工時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.3】
④ 使用時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.4】
⑤ 更新・取外し時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.5】
⑥ 処理・処分時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.6】

２．供給者の供給体制等に係る要求事項【Ⅱ．2】

ＢＬ部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取替えの確実な実施が行われることなどが重要であるため、維持管理のための体制に関する基準を制定した。

1）適切な品質管理の実施【Ⅱ．2.1】

認定の対象となる部品は工業化された部品であり、製造における品質の安定性が強く求められている。これら品質管理の手法としてIS09001等の品質マネジメントシステムを用いるケースが増えてきていることから、その内容を認定基準として取り入れた。また、従前の認定基準総則において要求していた「生産上の品質管理規準」も、IS09001と同等の品質マネジメントシステムとして考えられる。

2）適切な供給体制及び維持管理体制等の確保【Ⅱ．2.2】

使用者への情報提供不足からクレームとなることが多く、これらを抑制するためには、製品個々の実力、性能を維持し続けるための適切な使用方法、消耗品の有無及び交換頻度等の情報を、適切な情報伝達により使用者と共有することが重要と考えられる。

そこで、製品の確実な供給を行うとともに、適切なアフターサービスの提供により顧客満足度の向上に努めることなどの取組み内容を求めた。

3）適切な品質保証の実施【Ⅱ．2.2.1】

住宅の品質確保の促進等に関する法律により、住宅の主要構造部等に対し10年間の瑕疵担保責任づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保証制度の拡充を行い、かつ「別に定める免責事項」を保証書等に記載することを要求した。また、保証期間には「施工の瑕疵を含む」事を明確に表示することを求めた。

4）確実な供給体制の確保【Ⅱ．2.2.2】

全てのＢＬ部品への要求事項。

5）維持管理のしやすさへの配慮【Ⅱ．2.2.3.1】

全てのＢＬ部品への要求事項。消耗品の交換やメンテナンスの実施のしやすさ等を求めた。

6）補修及び取替えへの配慮【Ⅱ．2.2.3.2】

全てのＢＬ部品への要求事項。「取替えパーツの供給可能な期間の設定」に加え、消

費者との間で誤解を招きやすいような消耗品の有無や交換頻度など、維持管理上の重要情報の有無を明確にしておく事を求めた。

住宅部品に対するクレームのひとつとして、メーカー側から必要情報が提供されていないことや、住宅部品の流通段階で情報が適切にリレーされず、使用者等に必要な情報が届かないことによるものがある。これらを改善するために、使用期間中に交換や点検が必要な部品(消耗品や補修用性能部品と呼ばれている部品)の有無やその交換頻度(交換条件等を含む)の情報を提供することにより、メーカーと使用者等との間のトラブル低減に努めることとした。

なお、交換頻度については、設置環境、使用環境、その他、複数の条件が重なることにより、バラツキが大きいため、できる限り想定している前提条件を明確にし、交換頻度とともに使用者等へ情報提供を行い、住宅部品が使用されることが必要と考えられる。

また、住宅部品の設計耐用年数は、建築躯体の寿命まで住宅部品の更新を行いながら使い続けるために、大変重要な情報であるが、使用者等が「設計耐用年数」*1、と「製品保証期間」*2等を同一のものと捉えているケースが多く、住宅部品の設計耐用年数の公表は市場をさらに混乱させる可能性が高いと考えられるため、当財団では第三者機関として、企業と使用者等との間で共通認識されていない用語や定義の通訳を行うなど、お互いが都合の良い判断や一方的に妥協させられる対応が行われないよう環境整備に努める。

＊１：メーカーが住宅部品の開発・製造時に設置環境、使用環境、使用条件等を設定し、基本性能や機能が維持するであろう年数として設定する耐用年数をいう。

＊２：住宅部品の初期故障等のフォローを意識している保証期間をいう。製品の初期不良や設計上の瑕疵等の保証のみについて行うことが多く、基本性能の維持等使用状況等に左右される部分の保証は行っていないケースが多い。

7）確実な維持管理体制の整備【Ⅱ．2.2.4】

全てのＢＬ部品への要求事項。消費者対応が適切に行われるよう、相談窓口機能及び維持管理機能の継続を要求した。又、これらの対応を行う者に対して資質の向上、最新情報の入手や共有等計画的な教育の実施を求めた。さらに、維持管理対応記録の管理を求めた。

8）適切な施工の担保【Ⅱ．2.3】

従前からの全ての部品への要求事項としての適切なインターフェイスの設定に加え、供給者の意図とは別の施工によりトラブルが発生しないよう、施工方法・納まりの明確化、施工上の注意点、禁止事項の明確化を求めた。

なお、不適切な隠蔽部位の寿命構成や、納りの不適切さによって生じる本来の改修目的以外の部位の工事の抑制等の観点からインターフェイスを設定しておくことが必要と考えられる。また、住宅部品の廃棄時を考えた場合、できる限り住宅部品間あるいは建築躯体間とで、分別しやすい納り等を設定していることも重要である。

さらに、施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にＢＬ保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化や施工における注意事項及び禁止事項を明確にしておくことを求めた。

３．情報の提供に係る要求事項【Ⅱ．3】

住宅部品に対するクレームを低減するために、住宅部品の持っている情報を、メーカーから使用者へ確実に伝えることが重要となる。住宅部品の選択段階、施工段階、使用段階、維持段階の各段階において、適切な情報を適切な方法で関係する者へ提供する事を求めた。消耗品の有無や価格等のような情報については、消費者が部品選択時に情報提供を受ける事により、クレームとはなりにくいものであり、適切なタイミング及びルートで提供されることが必要である。

1）基本性能に関する情報提供【Ⅱ．3.1】

設計者が設計ミスを犯さないよう、また、消費者が誤解しないよう、部品選択時において情報提供しておくべき内容をまとめ、カタログ等により提供する事を求めた。

使用者へ提供されるべき情報については、メーカーから直接届くものと設計者や施工者を介して届けられるものがあるため、後者に関しては使用者へ確実に提供されるようなお願い事項等が必要である。

2）使用に関する情報提供【Ⅱ．3.2】

従前からの全ての部品への要求事項として、取扱説明書等において使用者へ提供すべき内容をまとめ、適切な使用に関する情報を提供する事を求めた。また、保証書においてＢＬ保険制度基づく優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることを明記する事を要求し、ＢＬ部品の特徴である保険の付保についての認識を高めることとした。

3）維持管理に関する情報提供【Ⅱ．3.3】

最低限維持管理者へ提供すべき内容をまとめ、適切な方法により維持管理の実施に関する情報を提供する事を求めた。

4）施工に関する情報提供【Ⅱ．3.4】

従前からの全ての部品への要求事項として、施工説明書等において施工者へ提供すべき内容をまとめ、確実な施工の実施に関する情報を提供する事を求めた。また、ＢＬ保険制度に基づく優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることと、施工説明書どおりの施工を行った場合にあっては、施工者が被保険者として請求できる事を明記する事を要求し、ＢＬ部品の特徴である保険の付保についての認識を高めることとした。

Ⅲ　その他

基準改正の履歴

【2009 年 3 月 31 日公表・施行】

１．安全に係る要求項目の評価の第三者性の確保

認定基準及び評価基準において要求する性能のうち、当該性能に支障があった場合に、使用者の生命に係る又は重篤な怪我をするなど、特に使用者の安全に係る要求項目の試験については、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求することとした。

当該品目においては、埋め込み金物の強度試験(1)、(2)、(3)及びユニットの水平荷重試験(1)、(2)、(3)、(4)、(5) をその対象とした。

なお、今回の改正は認定基準における変更はなく、評価基準において改正を行っている。

【2008 年 10 月 1 日公表・施行（一部追記)】

１．附則の追記

全品目の基準を対象に、既認定部品が基準改正後も認定が維持されている間（認定の有効期

間内）は旧基準により認定されていることを明確にするため、附則においてその旨の文を追記した。

【2006 年 7 月 25 日公表・施行】

１．認定基準の性能規定化と充実

認定基準の作成ガイドラインに基づき認定基準を整理・充実し、性能規定化した。

a）認定基準の性能規定化

住宅部品の技術革新や多様化に柔軟に対応すること及び消費者等の理解の一助とすることを目的に、認定基準の性能規定化を行った。

b）認定基準の充実

1) 環境に対する配慮の項目（選択）の追加【Ⅱ．1.4】

改正前の認定基準（BLS SR:2005）においては、環境に対する負荷の低減について定められていなかったが、各方面からのニーズが高まっている環境対策状況について、申請者の製造場における取組みを評価できるよう認定基準を追加した。

2) 供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実

①維持管理体制の充実【Ⅱ．2】

ＢＬ部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取り替えの確実な実施ができることなどが重要であるため、維持管理のための体制に関する基準を充実した。

②消費者等への情報提供【Ⅱ．3】

ＢＬ部品の高い機能性、安全性、耐久性等を有効に発揮・維持するためには、部品の取り付け方、適切な取り扱い方などが消費者、工務店等に適切に伝達される必要があるため、情報提供に関する基準を充実した。

２．評価基準の制定

認定基準の性能規定化に伴い、基準への適合を確認するための評価方法である評価基準を制定した。

３．様式の変更等

認定基準の性能規定化等とともに、従来は別冊としていた総則を本基準に規定した。これに伴い、基礎基準及び選択基準（推奨選択基準、標準化選択基準）の分類の廃止、項目番号の変更を行った。

４．＜参考＞資料の記載位置の変更

改正前の認定基準（BLS SR:2005）においては、情報提供上の整理区分が基準本文に添付されていたが、本項目は参考情報であり、認定基準の一部ではないことから、解説に添付することとした。

５．改修用墜落防止手すりに歩行補助手すりを設置するための基準の追加

１）歩行補助手すりをセットで供給ができるように、改修用墜落防止手すりに限り、選択構成部品として追加できることとした。【Ⅰ．3　a)】

2）設置する歩行補助手すりは、優良住宅部品認定基準に適合しているものとした。【Ⅰ．3 b)】

3）歩行補助手すりを設置するための墜落防止手すり支柱の穿孔部分に対して、施工時に支柱内部への止水対策を行う規定を追加することとした。【Ⅱ．1.1 b)】

4）設置した歩行補助手すりが足がかり等にならないように、歩行補助手すりの設置高さを墜落防止手すりの下弦材等の足のかかる部分から 650 ㎜を超える位置とすることとした。【Ⅱ．1.2.2 e)】

【2005 年 9 月 9 日公表・2005 年 12 月 1 日施行】

施工方法の明確化等の変更【Ⅱ 9．(4) 12．(1)、(2)、(3)】

施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にＢＬ保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化及びＢＬ保険の付保の情報提供を行うことを求めることとした。

【2002 年 4 月 1 日公表・施行】

（1）用語の定義の明確化及び追加【Ⅱ．2．(1)(3)(5)(6)】

用語の定義の内、(1)取付金物、(2)埋込金物、(3)ＢＬ標準アンカー、(4)パネル、(5)支持間隔（スパン)、(7）機械式及び（8）ユニットについて、追加及び適用の明確化を行った。また、推奨選択基準「改修用墜落防止手すり」の制定に伴い、(8）改修用墜落防止手すりの項目を追加した。

（2）廊下・バルコニー用躯体への取付強度の変更【Ⅱ．7．(2) 1) a.】

方立て及び壁支持の躯体への取付強度を引抜き力から、水平荷重を加えることに変更し、安全性を評価することとした。

（3）手すり子の強度 295N（30kgf）時の手すり子の内法寸法の意味【Ⅱ．7．(2) 4)】

面内方向に 295N を加えたときの手すり子の面内寸法とは、下図に示すように、設置された手すり子を人為的に左右に広げる力が作用した時に、そのときの変形を含めた内法寸法が 110㎜以下であることを要求している。内法寸法 110㎜以下としたのは、人は頭が通過しない限り通り抜けが出来ないことを前提とし、乳幼児の頭の寸法が 110㎜程度以上ある（工法計画パンフレット７　手摺　日本建築学会＝編　表国社＝刊による）とされているので、この値 110㎜以下であれば幼児でも落下を防げるためである。これを確認するため、試験では２本の手すり子の間を押し広げることは行わず、１本の手すり子に 295N を加え、その時のたわみ量を含んだ手すり子間の隙間が 110㎜以下であれば良いこととしている。

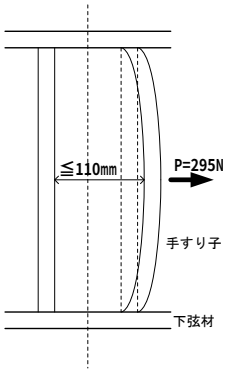

図－荷重295N時の手すり子の内法寸法の概念

（4）窓台が 650ｍｍを超える場合の窓用手すり本体寸法【Ⅱ．7．(3) 3) b】

窓用手すりにおいて、窓台の高さが床仕上げ面より 650ｍｍを超える場合については、床仕上面より笠木天端までの高さを 1,100 ㎜以上あれば、墜落に対して安全であるとし、窓手すりユ

ニット自体の高さ規定は省いた。ただし、窓台の高さが床仕上げ面より 650 ㎜以下の場合は、窓台より笠木天端までの高さを 850 ㎜以上とる必要がある。これは以前と同様である。

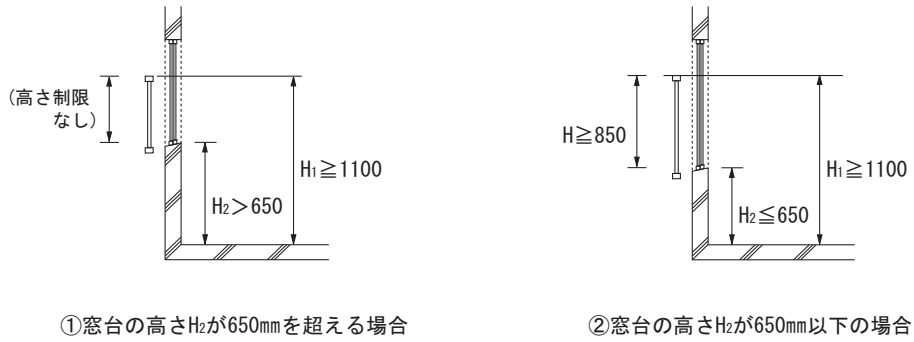

①窓台の高さH₂が650㎜を超える場合　　②窓台の高さH₂が650㎜以下の場合

図－窓台の高さによる窓用手すりユニット高さＨの例示

（５）手すりの部材間及び手すりと躯体の隙間の明確化【Ⅱ．７．（３）　４)】

手すりの各部の隙間及び躯体とトップレールと躯体の隙間の規定を明確にし、表現を統一した。

（６）塗膜の耐久性の対象下地材質の明確化【Ⅱ．７．（６）　１)】

スチール製材料に塗膜を施した場合について、塗膜の耐久性を要求することを明確にした。

（７）引用しているＪＩＳ規格番号の整合および不適切な表現の修正

基準中で引用しているＪＩＳ規格番号の年号を新しいものに変更した。今回の整理を行っても、ＪＩＳの内容は同じであり、一部の表記方法が変更されただけで、本基準そのものに影響ない。また、基準本文の表現が不適な分部を修正した。

（８）推奨選択基準　改修用墜落防止手すりの追加【Ⅲ．２.】

手すり施工のバリエーションとしての改修用墜落防止手すりの規定を新たに設けた。

１）適用【Ⅲ．２．（１)】

改修用墜落防止手すりＢＬ認定部位は、改修用墜落防止手すりに用いる取付部分（アンカー、取付金物等）及び手すりユニット本体で、本規定により、ＲＣ造共同住宅の墜落防止手すり改修の改修工法を認定するものである。なお、躯体についてはＢＬ保険保証範囲には含まれないが、事前調査を行い、改修手すり施工適用範囲を確認することを求めている。

２）用語の定義【Ⅲ．２．（２)】

改修用墜落防止手すりは、主に既存の墜落防止手すりを新しいアルミニウム合金製墜落防止手すりを取り替えることを想定しているが、アルミニウム合金製手すり以外の手すりに改修することも排除していない。

３）取付躯体の適用範囲【Ⅲ．２．（３)】

躯体の適用範囲は、工法によっては強度上の安全性を左右する項目があるため必要な事項を追加すること。

４）事前調査及び判断方法の整備【Ⅲ．２．（３)】

１）調査および診断は、建設大臣官房技術調査室監修　「鉄筋コンクリート造建築物の耐久性向上技術　第１章　鉄筋コンクリート造建築物の劣化診断技術指針・同解説」および日本建築学会「鉄筋コンクリート造建築物の耐久性調査・診断および補修指針(案)・同解説」等を参考に行える。**【Ⅲ．２．（４）　１）　２)】**

2）事前調査に代わる資料が発注者等から提供される場合は、その内容を調査結果とすることができる。ただし、取付躯体の適用範囲であるかどうかを判断できる項目・内容のものとする。**【Ⅲ．２．（４） 2)】**

3）前調査は以下の方法を参考に行える。**【Ⅲ．２．（４）（１） b.】**

①コンクリート強度の調査方法は、以下示す方法を参考に行える。

ａ．コアの圧縮強度試験による方法

JIS A 1107 により円柱状コア供試体を採取し、JIS A 1132、JIS A 1108 に準じて圧縮強度測定を行う。

ｂ．アンカー引抜試験により推定する方法

「鉄筋コンクリート造建築物の劣化診断技術指針・同解説　８節　強度劣化の２次・３次診断」に示された引抜試験による。

ｃ．シュミットハンマー試験により推定する方法

「コンクリート強度推定のための非破壊試験マニュアル」日本建築学会に準じて行う。

②コンクリリートの中性化の測定方法は、鉄筋を露出するまでコンクリートをはつり、JIS A K 8006 で規定されている１％フェノールフタレインエタノール溶液（水量約 15%を含む）を破断面に噴霧し、中性深さを測定する。その他、日本建築学会「鉄筋コンクリート造建築物の耐久性調査・診断および補修指針（案）・同解説」に示されているドリル法でも測定が出来る。

③鉄筋配筋はアンカー等を施工時に切断することがないよう、あらかじめ鉄筋位置が把握されていることが望ましい。

④ここでの診断方法は「鉄筋コンクリート造建築物の劣化診断技術指針・同解説」に基づいて行える。この指針・同解説では１次～３次までの診断方法が記されているが、改修用手すり基準では基本的に２次診断までの診断方法を参考にしている。劣化の度合いはコンクリート造建築物の補修が必要でない程度の劣化（劣化度Ⅰ）であることが望ましいが、これを超えた劣化状態であっても、改修方法によって必要な安全性が確保できるようにすることが必要である。

4）躯体の補修方法は、以下に示す指針および共通仕様書が参考となる。

①鉄筋コンクリート造建築物の補修・交換技術指針・同解説

建設大臣官房庁営繕部　監修

（財）国土開発技術センター　建築物耐久性向上技術普及委員会　編　1986 年

②鉄筋コンクリート造建築物の耐久性調査・診断および補修指針（案）・同解説

日本建築学会　1997 年

③建築改修工事共通仕様書

建設大臣官房庁営繕部　監修　　財団法人　建築保全センター　平成 10 年版

5）設計方法の整備【Ⅲ．２．（５）】

1）新設手すりの取付方法およびスパン割り等が、躯体の劣化状況に応じて、各社で定めた取付躯体の適用範囲にあるかどうかを確認する手法が明記されていることを求めている。

【Ⅲ．２．（５） 1)】

2）躯体への取付強度を計算式等により求める場合は以下の方法による。

【Ⅲ．２．（５） ２)】

①既往の計算式で計算する場合

躯体への取付強度を各種設計指針の計算式等により求める場合は、躯体への適用範囲（基準本文中の表－13）を明確にし、十分安全側で評価できる式を用いる。この場合、表－１に示す実験因子を参考にし、実験を行い、計算式が下限値を示す安全側の評価となる計算式であることが証明され、かつ、有識者により計算式の妥当性を確認する必要がある。

表－１　あと施工アンカーの実験を行う場合の変動因子（例）

躯　体	コンクリート強度、 スラブ立ち上がり部形状・寸法（へりあきを含む）
アンカー	アンカー種別 アンカー径 有効埋め込み深さ

②全く新しい計算式で計算する場合

躯体への取付強度を各種の設計指針によらず、全く新しい計算式を用いることもできる。ただし、躯体への適用範囲（基準本文中の表－13）を明確にし、実験因子に基づいて実験を行い十分安全側の評価となることが証明され、かつ、有識者により計算式の妥当性を確認する必要がある。

３）あと施工アンカーの場合、計算式は、以下の指針を参考にすることができる。

【Ⅲ．２．（５） ２） a.】

①各種合成構造設計指針　（社）日本建築学会　1985 年

②既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針　（社）日本建築防災協会 2001 年

③建築設備耐震設計・施工指針　（財）日本建築センター　1997 年

４）あと施工アンカーの場合の基礎データを収集する実験は、「あと施工アンカー　設計と施工技術書院（著者：岡田恒男　外)」及び、「あと施工アンカー設計・施工読本」建築技術刊（広沢雅也、松崎育弘　編）に記された実験方法、及び　2001 年建築学会大会梗概集　材料・施工編「接着系あと施工アンカーの引張強度性能　－へりあきの影響－」で実施した実験方法を参考にできる。**【Ⅲ．２．（５） ２） a.】**

６）使用材料【Ⅲ．（６）】

取付金物に使用する材料については、耐久性も含め手すりユニットと同等以上の性能を要求している。スチール製材の場合は、基礎基準　７．性能　（６）耐久性の確保　１）塗膜の耐久性に示されている各試験項目を実施して、その性能を評価する必要がある。

７）適切な施工の担保【Ⅲ．（７）】

１）改修用施工マニュアルは、社団法人 リビングアメニティ協会が定めた「改修用手すり設計・施工マニュアル」、又は、社団法人　建築改装協会が定めた「改修用手すり設計・施工マニュアル」を参考にできる。**【Ⅲ．（７） １)】**

２）騒音・振動対策については、施工に用いる電動工具等、騒音・振動を発生するものについて明記し、それらの騒音レベルを出来る限り数値で明記し、騒音・振動対策の程度を情報提供することが望ましい。**【Ⅲ．（７） ２） ｅ． ③ (ア)】**

３）粉塵対策は、周辺に粉塵が散らないように注意し、集塵機などを使用すること。

【Ⅲ．（７） ２） ｅ． ③ (イ)】

４）電磁ノイズ対策は、居住者のテレビ、ラジオ、オーディオおよびコンピューター等に電気的なノイズを生じさせないように、居住者と同一電源から電力の供給を受けないように、工事専用の電源を確保すること。**【Ⅲ．（７） ２） ｅ． ③ (ウ)】**

５）廃液処理は、コンクリートの穴あけ等に水などを用いる場合、廃液が居住者の身の回りを汚さないように注意し、廃液が飛散しないような装置がある工具又は飛散防止措置をとること。**【Ⅲ．（７） ２） ｅ． ③ (エ)】**

６）廃棄物処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（特に、マニュフェスト制度)、「建設工事に係わる再資源化に関する法律」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」を遵守する必要がある。**【Ⅲ．（７） ２） ｅ． ④】**

7）居付き工事の際には、居住者に対し十分な周知徹底を行い、改修工事に理解を求めると共に、工事中も居住者がいやな思いすることのない様、作業者に認識を持たせる教育体制があることを求める。また、工事中に苦情が発生してもそれに対応できる苦情処理体制があることを求めている。**【Ⅲ.（7） 2） e. ⑤】**

8）自主検査は、当初の設計通り取り付けがなされた部分について行う通常検査、及び、部分的に、躯体補修を行なうなどの処置を施した部分について、強度確認検査を行うことを求めている。**【Ⅲ.（7） 2） e. ⑥】**

9）自主検査（あと施工アンカーの場合）は以下のような方法が参考となる。

【Ⅲ.（7） 2） e. ⑥】

①「あと施工アンカー技術資料」 あと施工アンカー協会 6．現場における監査・試験（要約）

施工全本数の 0.5%以上、少なくとも３本以上で設計用引張荷重まで載荷。アンカー抜けだし等過大な変位を起こさなければ合格。１本でも不合格の場合は全数の 20%をテスト。さらに不合格であれば全数テスト。不合格のものは、設計者と協議の上、切断するなどの処置をし、新しく施工し直す。

②「建築改修工事共通仕様書」 営繕部 ８章 10 節 (b)施工後確認試験（要約）

特記による。特記以外は１日に施工されたものの各径ごとを１ロットとし、この中から３本を設計引張強度まで引張り、強度及び剛性を測定。３本とも設計強度を有し、かつ引張剛性の低下のないロットは合格。合格しない場合は、そのロット全数試験。不合格のものは再施工する。

10）施工中の記録を確実に残すことで、建物の改修経歴を明らかにすることができる。

【Ⅲ.（7） 3)】

【2000 年 12 月 20 日公表・施行】

（1）住宅性能表示制度の評価方法基準への対応

「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号)」第３条第１項の規定に基づく「日本住宅評価方法基準（平成１２年建設省告示第 1652 号)」に従って表示すべき住宅の性能に関する評価の参考となるＢＬ部品が相当する等級を示した。

また、住宅性能表示制度に関連し、評価方法基準と整合が図られている規定については、当該規定の記述の箇所に 住宅性能表示制度関連 と記載している。この規定への適合性が第三者による試験データ等をもって評価されたＢＬ認定部品については、住宅性能表示制度において所要の性能を有する住宅部品として取り扱われることとなる。

【2000 年 10 月 31 日公表・施行】

（1）優良住宅部品の保証制度の拡充に伴なう変更【Ⅱ １２.（1），(2)】

住宅の品質確保の促進等に関する法律により住宅に対し10年間の瑕疵担保責任が義務づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保証制度の拡充を行い、基準上の表現を変更し、かつ別に定める免責事項を保証書等に記載することを新たに規定した。

【1999 年 4 月 1 日公表・施行】

（1）品目名の変更【Ｉ】

品目名を「手すりユニット（墜落防止手すり)」から「墜落防止手すり」に変更した。

（2）窓用手すりの高さ寸法の改正【Ⅱ ７.（3） 3】b.】

窓用本体の高さについて、改正前の基準では「900 ㎜を標準」（運用で 900 ㎜に限定）としていた）が、住宅の設計によっては 900 ㎜以外の高さのものが要求されることがあるため、改正後は寸法を限定せずに 850 ㎜以上とした。窓台の高さが床仕上げ面より 650 ㎜（一般に幼児が足をかけてよじ登れる最高高さ）未満の場合でも、窓台から笠木天端までの高さは、

通常幼児の墜落を防止するに足る高さ 800～850 ㎜以上［構法計画パンフレット 7「手摺」（日本建築学会)］とされることから、窓用本体の高さは 850 ㎜以上あれば十分と判断した。

（3）標準化選択基準の設定【Ⅲ １．（1）、（2）】

標準化選択基準を設定し、呼称を「標準化墜落防止手すり（廊下・バルコニー用、窓用）とした。改正前の基準では、廊下用、バルコニー用で支持間隔 1,800 ㎜のものをそれぞれ「廊下用Ⅰ型」、「バルコニー用Ⅰ型」としていたが、改正後はこれらを標準化墜落防止手すりとして位置付けた。窓用については、支持間隔が 2,000 ㎜「窓用Ⅰ型」としていたが、改正後は同様に標準化墜落防止手すりとして位置付けた。

また、廊下用、バルコニー用において改正前の基準では、Ⅰ型は標準アンカーを使用することとしており、改正後はこの標準アンカーを標準化墜落防止手すりに使用するものとして位置付けた。

＜参考＞

情報提供上の整理区分

種類	用途	強度	構造型式	支持方式
廊下用、 バルコニー用	共用廊下、 共用階段回り、 各戸専用バルコニー	水平荷重：2,950N/m｛300 kgf/m｝ 鉛直荷重：1,600N/m｛165 kgf/m｝	手すり子 パネル	床支持 方立て 壁支持
廊下用(共用部分を除く)、 バルコニー用	各戸専用 廊下・バルコニー	水平荷重：1,450N/m｛150 kgf/m｝ 鉛直荷重：1,600N/m｛165 kgf/m｝		
窓用	室外用 室内用	水平荷重：1,450N/ｽﾊﾟﾝ｛150 kgf/ｽﾊﾟﾝ｝ 鉛直荷重：1,450N/ｽﾊﾟﾝ｛150 kgf/ｽﾊﾟﾝ｝	手すり子	壁支持
トップレール	共用廊下 共用階段回り 各戸専用バルコニー	鉛直荷重：1,600N/m｛165 kgf/m｝	－	腰壁支持